

# 災害に便乗した詐欺や悪質商法にご注意!



地震や台風などの災害に便乗した詐欺や悪質商法のトラブルが発生しています。

## 【事例1】

市役所を名乗り、豪雨災害の義援金1口10万円を集めていると電話があった。市役所に確認すると伝えたら、電話を切られた。

## 【事例2】

台風後に、屋根の無料点検をしてあげるという業者が訪問した。点検後に、このまま放置すると雨漏りすると言われ、慌てて屋根工事の契約をしてしまった。高額なのでクーリング・オフしたい。

## 【アドバイス】

- ◆公的機関が、電話や戸別訪問で義援金や寄付金を募ることはありません。不審な話には耳を貸さずに、電話を切りましょう。
- ◆自然災害による被害で住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取り慎重に契約しましょう。
- ◆火災保険の保険金請求を代行してあげると勧誘する、住宅修理のトラブルが多く発生しているので注意しましょう。
- ◆【事例2】のような訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの方法など不明な点がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。

自然災害後には、災害に便乗した詐欺や悪質商法が多く発生するから、気を付けるんだワン！